

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和5年3月17日（金）

（案件名）

- ・ 令和5年度における当せん金付証券の発売許可について
（サマージャンボ・サマージャンボミニ）（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課
青山補佐（23394）

令和5年度サマージャンボの発売に係る総務大臣許可について

令和5年3月
自治財政局

1. 制度概要

- 発売団体である都道府県・指定都市は、当せん金付証票法に基づき、発売総額、証票金額や発売期間等を記載した申請書を総務大臣に提出し、許可を受けて発売することができる。

①ジャンボ宝くじ以外のくじ … 前年度の12月にまとめて申請・許可

②ジャンボ宝くじ（ドリーム・サマ・ハロウィン・年末・バレンタイン） … 発売額が大きく、直近の売れ行きなどを踏まえて賞金条件等を定めるため、発売の都度、個別に申請・許可。

2. 申請内容

【名称】 第970回全国自治宝くじ（サマージャンボ）、第971回全国自治宝くじ（サマージャンボミニ）

【発売期間】 令和5年7月4日（火）～令和5年8月4日（金） 【抽選日】 令和5年8月18日（金）

【発売計画額】 サマージャンボ : 720億円（R4発売計画額：720億円、R4発売実績額：535億円）
 サマージャンボミニ : 210億円（R4発売計画額：210億円、R4発売実績額：131億円）

【証票金額】 300円 【1等・前後賞賞金】 サマージャンボ：7億円、サマージャンボミニ：5,000万円

【当せん金の最高金額】 サマージャンボ1等：5億円（証票金額の167万倍）

※ 当せん金の最高金額は、証票金額の50万倍に相当する額を超えてはならないが、総務大臣が指定する場合には、証票金額の250万倍に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

3. 対応案

- 今回、サマージャンボに係る発売許可申請が行われたところ、当せん金の割合が50%以下となっており、法令上の要件を満たしていることから、許可し、当せん金の最高金額が証票金額の250万倍に相当する額を超えない範囲の額として指定することとしたい。

【参考】 発売総額に占める当せん金・収益金の割合（予定）

	発売総額	当せん金	収益金	発売経費等その他
サマージャンボ	720.0億円 (100%)	339.6億円 (47.2%)	271.4億円 (37.7%)	109.0億円 (15.1%)
サマージャンボミニ	210.0億円 (100%)	99.4億円 (47.3%)	78.8億円 (37.5%)	31.8億円 (15.1%)

令和5年度における当せん金付証券の発売許可について

令和5年3月31日現在

1 発売計画額及び発売回数

団 体 名		年間計画額 ①	既許可額 ②	今回許可額 ③	許可額総計 ④(②+③)	計画残額 ⑤(①-④)
全国自治宝くじ事務協議会		931,447	556,447	93,000	649,447	282,000
ドリームジャンボ	ドリームジャンボ	54,000	54,000		54,000	0
	ドリームジャンボ	39,000	39,000		39,000	0
	ドリームジャンボミニ	15,000	15,000		15,000	0
サマージャンボ	サマージャンボ	93,000	0	93,000	93,000	0
	サマージャンボ	72,000	0	72,000	72,000	0
	サマージャンボミニ	21,000	0	21,000	21,000	0
ハロウィンジャンボ		48,000	0	0	0	48,000
ハロウィンジャンボミニ	ハロウィンジャンボ	33,000	0	0	0	33,000
	ハロウィンジャンボミニ	15,000	0	0	0	15,000
年末ジャンボ	年末ジャンボ	183,000	0	0	0	183,000
	年末ジャンボ	138,000	0	0	0	138,000
	年末ジャンボミニ	45,000	0	0	0	45,000
バレンタインジャンボ	バレンタインジャンボ	51,000	0	0	0	51,000
	バレンタインジャンボ	36,000	0	0	0	36,000
	バレンタインジャンボミニ	15,000	0	0	0	15,000
通 常 く じ		50,850	50,850	0	50,850	0
2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)協賛くじ(通常くじ分)		1,250	1,250	0	1,250	0
数字選択式宝くじ(ナンバーズ)		83,415	83,415	0	83,415	0
数字選択式宝くじ(ミニロト)		29,624	29,624	0	29,624	0
数字選択式宝くじ(ロト6)		166,157	166,157	0	166,157	0
数字選択式宝くじ(ロト7)		126,423	126,423	0	126,423	0
数字選択式宝くじ(ビンゴ5)		14,873	14,873	0	14,873	0
インターネット専用くじ(数字選択型)		705	705	0	705	0
インターネット専用くじ(クイックワン)		29,150	29,150	0	29,150	0
東京都		10,050	10,050	0	10,050	0
関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会		38,000	38,000	0	38,000	0
近畿宝くじ事務協議会		11,700	11,700	0	11,700	0
西日本宝くじ事務協議会		17,000	17,000	0	17,000	0
栃 木 県		10,500	10,500	0	10,500	0
合 計		1,018,697	643,697	93,000	736,697	282,000

2 当せん金付証券法第5条第2項ただし書により総務大臣が指定する宝くじの概要

発売団体	回 数	発売予定額 (百万円)	最高賞金額 (百万円)	証票金額 (円)	発売期間等	倍数 (万)
全国自治宝くじ事務協議会	第970回	72,000	500	300	R5.7.4～R5.8.4	166.7

●地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（抄）

（当せん金付証票の発売）

第三十二条 都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の定めるところにより、当せん金付証票を発売することができる。

●当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）（抄）

（都道府県等の当せん金付証票の発売）

第四条 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第六条第三項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めたときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証票を発売することができる。

- 2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん金付証票の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。
- 3 総務大臣は、第一項の規定による市の指定及び同項の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（当せん金付証票の当せん金品の限度）

第五条 （略）

- 2 一当せん金付証票の当せん金品の最高の金額又は価格は、証票金額の五十万倍に相当する額を超えてはならない。ただし、総務大臣が当せん金付証票に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証票については、一当せん金付証票の当せん金品の最高の金額又は価格は、証票金額の二百五十万倍（総務大臣の指定する当せん金付証票が加算型当せん金付証票である場合で加算金のあるときにあつては、五百万倍）に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

●当せん金付証票発売許可基準（平成 24 年 4 月 1 日付け総務大臣決定）（抄）

第一 一般的許可基準

七 証票金額

証票金額は、原則として 100 円、200 円、300 円又は 500 円のいずれかとすること。

九 発売収益の基準

発売収益は、原則として発売総額の 100 分の 37 を下らない額とすること。（略）

十 当せん金品

3 当せん金品の総額は、発売総額の 100 分の 50 以内で、収益の確保、購入者への還元、経費の効率化等を踏まえつつ、適切に定めること。

4 当せん金品の最高額は、証票金額の 50 万倍を超えない範囲内の額とすること。ただし、総務大臣の指定する宝くじについては、証票金額の 250 万倍（加算金のある数字選択式宝くじにあっては、500 万倍）を超えない範囲内の額とすること。